

特集1 ここから始まる 子どもと若者の 伸びやかな未来



市では、子育て家庭が抱える育児への不安や子どもの発達、児童虐待、不登校、非行、引きこもり、子ども・若者ケアラーなどの相談支援を包括的に行う「子ども家庭総合支援拠点」を整備するとともに、拠点整備に併せて、学校や家庭以外の居場所となる「子どもの第三の居場所」を開設します。

図 子ども家庭総合支援拠点準備室
☎(25) 8517

新旭総合福祉センター「やすらぎ荘」の中庭



2 施設整備の概要

新旭総合福祉センター「やすらぎ荘」を改修し、育児への不安や子どもの発達、児童虐待、不登校、非行、引きこもり、子ども・若者ケアラーなどの相談支援を包括的に行う体制を整備します。



- ▼所在地 新旭町北畑 45 番地 1
- ▼事業内容
 - 子ども家庭総合支援拠点の整備 (親子交流スペース、事務室、相談室、研修室等)
 - 子ども第三の居場所の開設 (活動室、調理体験スペース、浴室、学習スペース等)
- ▼開始時期 令和6年1月予定

児童発達支援センター「エール」



困難課題への対応

- 子ども・若者ケアラーなど子ども子育て分野での総合支援の拠点としての機能を発揮
- 拠点の専門職が支援機能をバックアップすることで相談現場の負担軽減

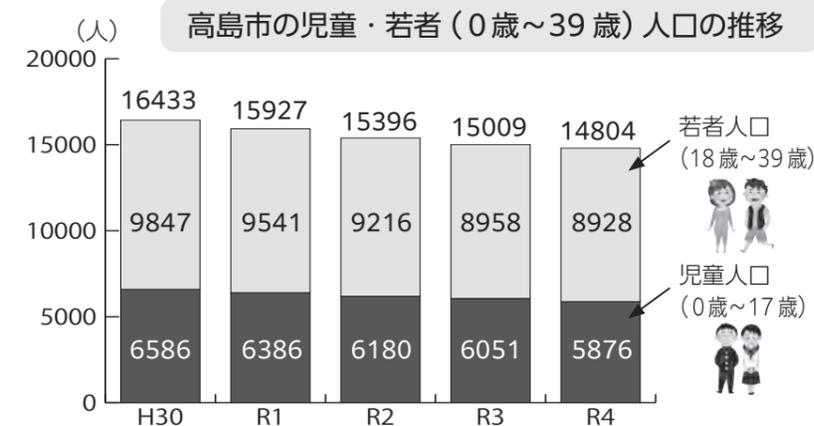
子ども家庭問題の予防

- 奥に隠れている課題を見つけ、課題の拡張・拡散を防ぐ
- 「不登校」「引きこもり」「非行」「虐待」「ドメスティックバイオレンス」の予防
- 関係機関の連携・調整
- 複数の支援機関にまたがった対応が必要な場合の調整
- 困難なポイントの共有化を行い役割の分担をする

子ども若者支援・児童虐待防止支援の両輪対応の強化

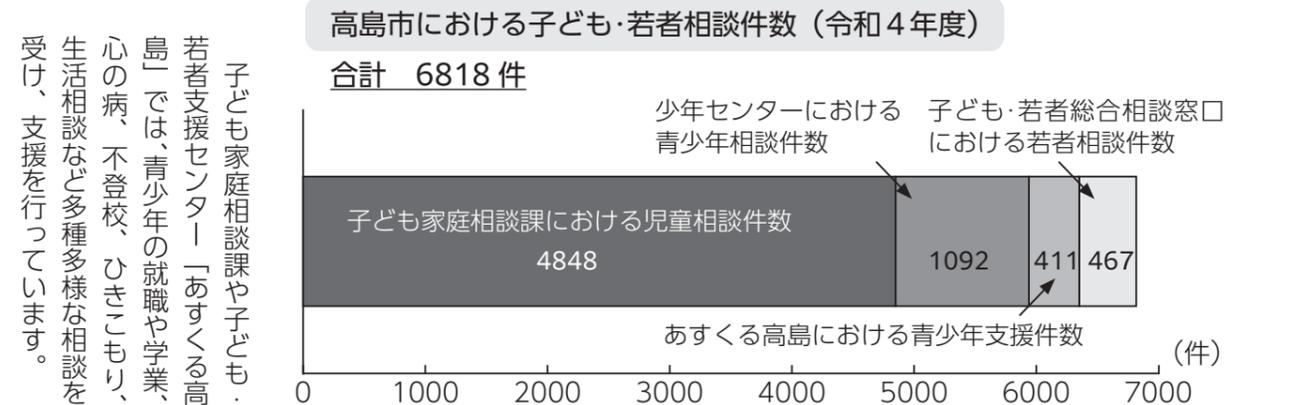
- 妊産婦・子育て世帯・0〜4歳未満の子ども・若者支援を拠点化することで、子どもや若者の精神疾患の発症や虐待の連鎖、社会への不応答など次世代への影響を防止できる

3 施設整備による効果



1 市における「子ども・若者相談」の現状

児童人口(0歳から17歳)は平成30年から令和4年の5年間に10.9%減少し、若者人口(18歳から39歳)は9.3%減少している一方で、子どもや若者に関するたくさんの方の相談が寄せられています。



子ども家庭相談課や子ども・若者支援センター「あすくる高島」では、青少年の就職や学業、心の病、不登校、ひきこもり、生活相談など多種多様な相談を受け、支援を行っています。

○「子ども第三の居場所」とは…



子どもの抱える困難は非常に見えにくく複雑なため、家庭や学校だけで解決することが難しいこともあります。そこで、子どもたちの孤立しやすい放課後

の時間に、家庭や学校以外の場で、信頼できる大人や友達と安心して過ごし、将来の自立に向けて「生き抜く力」を育む場所が「子ども第三の居場所」です。

